康保険 0 保加険入 省 をお送りし 0 方 ます

噩

報6月15日号をご覧ください。 国民健康保険の加入者の方へ、 新しい負担区分の保険証となります)くわしくは、 い保険証を、7月中旬にお送りします。 8月1日からご使用いただ (70歳以上の

※古い保険証は、返還の必要はありません。

負担額お B よび 定額にとどめられます 入院時 0

が一定額にとどめられます。 額および入院時の食事療養費 とにより、 次の認定証の交付を受けるこ 齢者医療制度の加入者の方は、 玉 [民健康保険および後期高 医療費の窓口負担

V限度額適用認定証

とにより、 限度額までとなります。 医療費の窓口負担が自己負担 医療機関窓口に提示するこ 1医療機関ごとの

国保加入者の方で、

②70歳以上で住民税非課税世 ①70歳未満で保険税の未納が 無い世帯の方

れます 2 が、高額療養費として支給さ 自己負担限度額を超過した分 に応じて支払いをした後に、 Ŕ ※認定証をお持ちでない方 入者の方で、区分Ⅰ・Ⅱの方 医療機関で自己負担割合 後期高齢者医療制度の加 (申請が必要です)。

▼標準負担額減額認定証 限度額適用認定証と合わ

せて交付

の窓口負担額が軽減されます。 示することにより、 入院時に医療機関窓口に提 食事療養費

②70歳以上で区分Ⅰ・Ⅱ ①住民税非課税世帯の方 国保加入者の方で、 0

方

交付申請について 入者の方で、区分I・Ⅱ 後期高齢者医療制度の あ方 加

をご持参のうえ申請してくだ 該当となる方は、 次のも

険証 国民健康保険または後期 齢者医療の被保険者証 (保

び 0) ど(91日以上の入院期間の分 の方は、 かる書類)をご持参ください。 印鑑 なお、 1年間で90日を超える入院 区分Ⅱの方で、 住民税非課税世帯の方およ (朱肉を使うも 国民健康保険の加入 医療機関の領収書な 申請日以 Ŏ

動更新され、 引き続き該当となる方は、 申請を行ってください。 び国民健康保険の加入者の方 者の方で、 期高齢者医療制度の加入者で も引き続き必要な方は、 定証の交付を受け、 交付を受け入院中の方、 い保険証に同封してお送り 現在すでに限度額適用認 長期減額認定証 8月以降の新 8月以降 およ 交付 自 0

> 限 度 額

150,000円

医療費が500,000円を超えた場合

| 150,000円+(医療費の総額-500,000円)×1%

80,100円

医療費が267,000円を超えた場合 80,100円+(医療費の総額-267,000円)×1%

35,400円

・認定証の有効期限

齢により異なる場合あり -成26年7月31日まで 年

区分

上位所得者

--般

住民税

非課税世帯

区分Ⅰ…国民健康保険の加入 ▼区分Ⅰ・Ⅱとは 者全員と世帯主

(後期高齢

療制度の

加入者

0

の世帯の各所得が必要経 全員)が住民税非課税でそ 者医療制度の場合は世帯の

(年金の所得は控

高 除額を8万円として計算 費・控除 を差し引いたときに0円と

前 区分Ⅱ…国民健康保険の 帯の方 全員) 者全員と世帯主 者医療制度の場合は世帯の なる方です。

自己負担限度額 (区分Ⅰ以外の (月額

区分

現役並み

所得者

区分Ⅱ

区分I

般

が住民税非課税の世

外来

(個人単位)

44,400円

12.000円

8,000円

方

(後期高齢

加入

月の自己負担限度額

外来+入院(世帯単位)

80,100円

医療費が267,000円を超えた場合

80,100円+(医療費の総額-267,000円)×1%

44.400円

24,600円

15,000円

70歳未満の国民健康保険 0

◆入院時	窓口負担割合
食事療養費の自己負	3割
	1割

担額 260円 1 食あたり 210円 160円 100円

般 90日までの 入院 住民税非課税世帯 および 90日を 区分Ⅱ 超える入院 過去12カ月 の入院日数 区 分

お問 市国保年金課 い合わ せは、 (2階

☎201503、**№**201600へ。